

○不破消防組合消防職員の勤務時間に関する規則

昭和43年5月1日規則第8号

改正

平成元年4月2日規則第1号

平成2年7月2日規則第2号

平成5年4月1日規則第2号

平成21年7月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、不破消防組合消防職員の勤務時間に関する条例（昭和43年条例第8号）に基づき、勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(日勤者の勤務時間)

第2条 日勤者の勤務時間は、午前8時30分から午後5時として、1週間につき38時間45分とする。

(日勤者の勤務を要しない日及び休憩時間)

第3条 日曜日、休日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、休憩時間は勤務を要しない時間とする。

第4条 削除

(隔日勤務者の勤務時間)

第5条 隔日勤務者の勤務時間は、午前8時30分から翌日の8時30分までの間において休憩時間を除き15時間30分とし、3週間を平均し1週間について38時間45分とする。

(隔日勤務者の週休)

第6条 週休は、4週間を通じて8日としその割り振りは消防長が定める。

(隔日勤務者の休憩時間)

第7条 休憩時間は、午前8時30分から午後5時までの間に45分及び午後5時15分から翌日午前8時30分までの間に7時間45分としその時限内の割り振りは消防長が定める。

第8条 隔日勤務者は、休日及び祝日であっても当番日には勤務に服さなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

